

令和8年 富士見町 告示

第 50 号

富士見町テレワーク推進補助金交付要綱の一部  
を改正する要綱をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町テレワーク推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

富士見町テレワーク推進補助金交付要綱（令和2年富士見町告示第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「貸事務所(サテライトオフィス)」を「個室型オフィス」に改める。

第5条第2号中「補助対象者が」を「補助対象者は」に、「こと。」を「者又はテレワークにより勤務する法人に所属する者」に改める。

第6条中「8万3千円」を「5万円」に改める。

第7条第1号中「事業計画書」の次に「(事業を自ら行う者)又は会社概要及び事業計画書(法人に所属する者)」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 社員証又は社員であることを証明するもの(法人に所属する者)

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

富士見町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

富士見町テレワーク推進補助金交付申請書

富士見町テレワーク推進補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

添付書類

- テレワークに関する事業計画書（事業を自ら行う者）又は会社概要及び事業計画書（法人に所属する者）
- 社員証又は社員であることを証明するもの（法人に所属する者）
- 当該住宅又は居室の賃貸借契約書（写し）
- 申請者の住民票（写し）

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。